

消費者被害の防止に向けた不適正な取引行為への対応について

今後の対応

1 京都市消費生活条例施行規則の改正（平成24年8月1日施行）

不適正な取引行為として明確化し、禁止する。

- 意思確認のない勧誘（消費者に契約の締結の勧誘を拒絶する旨の意思表示をする機会を与えず、消費者の意に反して当該勧誘を行うことをいう。）
- 拒絶後の勧誘（消費者が契約の締結の勧誘を受けず、又は契約を締結しない旨の意思表示をしているにもかかわらず、当該契約の締結の勧誘を行うことをいう。）

2 迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシールの配布

- 市民しんぶん区版7月15日号と同時に全戸配布
より多くの家庭に貼付してもらうことにより、地域から悪質な事業者を排除する姿勢を示し、悪質事業者からの被害防止に繋げる。
- 京都府警察本部との連携（シール内に消費生活総合センターと連名等）
警察と連携することにより、悪質事業者に対して迷惑な勧誘等の抑制効果がより一層期待できる。

3 消費者に対する周知等

- 市民しんぶん区版7月15日号に訪問販売等の不適正な取引行為の相談事例・心得と当センターでの相談業務等の記事の挟み込み
広報発表時やホームページ等、あらゆる機会を捉えて周知を更に図る。

4 事業者に対する周知等

- 訪問販売業者等に対し施行規則の改正等の趣旨説明会の開催
関係団体に通知するとともに、センターを訪れている事業者等に対して説明会を開催し、積極的に周知を図る。

消費生活相談・違反行為の指導等

消費生活の安心・安全

- ◇ 消費者被害の未然防止
- ◇ 悪質な訪問販売業者の排除
- ◇ 適正な取引行為の徹底と健全な事業活動の推進